

地域からの戦後史再考

——福島を中心に——

中嶋久人

はじめに

今回の課題は、「地域からの戦後史再考」というテーマを「原子力」をキーワードにして考えるということである。二〇一一年三月一日の福島第一原発事故以後、なぜ福島に原発が集中的に立地されているのかということを契機に、「地域」と「原子力」についてさまざまな議論が噴出した。

例えば、原発は「ヤスクニ」と同様の犠牲のシステムであると主張した高橋哲哉は、「戦後日本国家は、一つには米軍基地の沖縄への押しつけというかたちで、もう一つには原発の地方への集中立地というかたちで、中心と周縁とのあいだに植民地主義的支配・被支配の関係を構築してきたのではないだろうか」¹⁾と指摘している。

三・一一以前から、西川長夫は「地方が一種の植民地であったことは、『文明化』と『同化』を口実とする沖縄や北海道の『経営』（『北海道旧土人保護法』は一八九九年〔明治三二〕）を見れば明らかであるが、あらゆる地方は同じ意味で多少とも植民地であった」と指摘していた²⁾。そして、三・一一以後、西川は次のように主張した。

現代のエネルギーの中心をなす原発の問題は、新植民地主義の典型例である。新しい植民地主義の最も単純明快な定義は私の考えでは、「中核による周辺への支配と搾取」であるが、これは「中央による地方への支配と搾取」といいかえてもよいだろう。中核と周辺はアメリカと日本のような場合もあれば東京と福島のような場合（国内植民地）もある。この二種の植民地の関係は複合的であり、また中核による支配と搾取を周辺の側が求めるという倒錯した形をとることもありうるだろう³⁾。

高橋も西川も、福島などの原発立地地域が、中心—周縁という植民地的な従属関係のもとにあったとしている点で共通している。

福島原発の立地・建設過程を戦後の高度成長との関連から検討した開沼博も、「本書が解き明かすべき地方の服従の問題は、まさにこの自国内に後進性・周縁性をもった〈他者〉を見つけ出し近代的な〈自己〉が征服していく極めてコロニアルなプロセスとも捉えることができるだろう」⁴⁾として、福島地域が植民的な従属関係のもとにあるとしている。ただ、この植民的従属関係の帰結を、開沼は次のように叙述している。

それは、まるで安全である「かのように」振り舞いあうことによって担保される「原子力カム

ラの神話」によって危うくも「幸せ」な生活を続ける現在の、そして、彼らの「子や孫が残って暮らせる」という夢がある面で叶い、そしてある面で完全に原子力に侵食されることになる未来のムラの圧倒的なリアリティに他ならなかった。そこから「植民地」を連想するのは困難なことではなかったし、また、「植民地」を切り口とした考察が一つの形を整えた今、それが「発想の飛躍」でなかったことを確信している⁵⁾。

開沼は、福島などの原発立地地域が中心一周縁からなる植民地的従属関係のもとにあるという認識について高橋や西川と共通しつつ、その結果、むしろ福島などの原発立地地域住民の「幸福な生活」が成り立ったとしているといえよう⁶⁾。

このように、福島などの原発立地地域は植民地的な従属関係のもとにあるということは一致しながらも、それを抑圧・差別的なものとしてみるのか、それとも、それによって地域住民の生活が保障されるものとしてみるのかということについては、見解は分かれている。そこで、ここでは、「戦後史」という枠組みを自明なものとはせず、福島などの原発立地されていた「地域」にとって「原子力」とはどのようなものであったかということを行い、植民地というキーワードで表象される、中心一周縁の従属的地域構造に注目しながら、「戦後史」を再考したい⁷⁾。

1, 「戦後」と「原子力の平和利用」

まずは、原子力開発の源流について述べておこう。核兵器や原子力発電その他、エネルギーとしての原子力開発の源流は、第二次世界大戦下における、アメリカ・日本・ドイツにおける原子爆弾開発からはじまっている。周知のように、第二次世界大戦期で原子爆弾を実用化したのはアメリカのマンハッタン計画のみであり、一九四五年八月、広島と長崎に原爆が落とされ、甚大な被害をあたえた。

戦後当初において原爆を保持していたアメリカは、そのことによって軍事的な優位を得た。しかし、米ソの冷戦が開始され、ソ連は一九四九年に原爆製造を成功させた。その後米ソ両国を中心とした核兵器開発競争が継続し、冷戦が激化していく。このような核兵器競争のかたわらで、アメリカのアイゼンハワー大統領は、国連において一九五三年一月八日に「アトムズ・フォア・ピース」演説を行い、「原子力の平和利用」を提唱することで、アメリカの優位をより確保していこうとした。しかし、それは核兵器開発競争をおしとどめることではない。後述するように、アメリカは一九五四年三月にビキニ環礁において大規模な水爆実験を実施し、第五福竜丸被曝をひきおこした。

日本においては、仁科芳雄などを中心として戦時期に原爆研究が行われていたが、占領下では一切禁止され、サイクロトロンなど開発された装置も破棄された。さらに、占領軍批判につながるということで、原爆被害報道は抑制された。しかし、サンフランシスコ平和条約（一九五二年発効）により「独立」が回復されたことによって、原子力研究開発が可能となった。

戦争直後の「原子力の平和利用」のイメージについて、武谷三男「原子力を平和につかえば」（『婦人画報』一九五二年八月号）を事例にしてみよう。武谷三男は理論物理学者であり、戦時期に反ファシズム運動で検挙されながら、原爆開発に従事した。戦後は民主主義的科学を標榜

し公害反対運動の理論的指導者となっていく。武谷は、「原子力という名が、われわれ日本人にあたえる感じは、決してよいものではない。広島、長崎の無惨な記憶がますます心のいたみを強くしているのに、ふたたび日本を、もつとすさまじい原子攻撃の標的にしようとする計画がおしすすめられている」と、広島長崎の原爆や新たに開発している水爆などの核兵器の危険性を指摘している⁸⁾。しかし、武谷は、「このような大きなエネルギーを、人類の破滅のためにではなく、人類の幸福のために使えないのだろうか。そうだ！ 原子力はほんとは人類の幸福のために追求され、また人類の将来の幸福を約束している。それを現実化するためには、戦争をほつする人々に権力を与えないだけで十分なのだ」として、そのエネルギーを人類の幸福につかうことを力説し、核戦争を志向している勢力に国家権力をわたすべきではないと述べている⁹⁾。

武谷によれば、原爆を作っているアメリカの原子炉のエネルギーは一〇〇万キロワットの発電所に相当しており、日本の発電総量は七〇〇万キロワットであるから、原発一〇基以下で日本の電力がまかなわれるとし、「一基もあれば電力不足はたちまち解消ということになるだろう」と指摘している¹⁰⁾。また、地球上、どんな場所でも少量の核燃料で発電が可能であり、極地・孤島・砂漠などが開発されて大都市建設も可能となり、将来的には、宇宙にも進出するだろうと未来を予測している。原子力発電による潤沢な電力供給によって、家庭で電力が自由に使用できるようになり、「今日の日本の一般家庭では電灯とラジオ位にしか使われていないが、台所の電化はもちろん、暖房、冷房、洗濯、掃除もすべて電力で行われることになるだろう」と指摘し、農業も電力利用が一般化し、大温室・太陽灯での季節に左右されない野菜・果樹生産や、砂漠などへの灌漑も可能となるだろうと指摘している¹¹⁾。さらには、放射性元素の化学・医学への利用にも言及している。核戦争を否定した上での「原子力の平和利用」を提起したのだが、それは「豊かな生活」への期待につながるものであった。このように、すでに前述のアイゼンハワーによる「アトムズ・フォー・ピース」演説以前から、日本社会独自に「原子力の平和利用」への欲望が存在していたのである。

この原子力による豊かな生活への期待は、いわば、被曝を受けた平和国家日本というナショナリスティックな意識とないまぜであった。武谷は、「日本の原子力研究の方向」（『改造』一九五二年一月号）で次のように宣言している。

日本人は、原子爆弾を自らの身にうけた世界唯一の被害者であるから、少なくとも原子力に関する限り、最も強力な発言の資格がある。原爆で殺された人々の霊のためにも、日本人の手で原子力の研究を進め、しかも人を殺す原子力研究は一切日本人の手では絶対に行なわない。そして平和的な原子力の研究は日本人は最もこれを行なう権利をもっており、そのためには諸外国はあらゆる援助をなすべき義務がある¹²⁾。

被爆した国であるから、原子力の平和利用にたいして優位が与えられなければならないというのは、国家ということが単位となっている以上、今日からみればナショナリスティックな意識であるといえよう。そして、このような意識は、前述したような、原子力による豊かな生活への期待につながっていたのである。そのような期待について、敷衍するならば、それは日本の国民国家総体が戦争の惨禍から復興し、経済的な成長をとげることで実現するというに

なるだろう。いわば、ここには、戦後日本の国民国家における「平和—復興」ナショナリズムというものが表出しているといえよう。

とはいえ、政策的に原子力研究・開発を最初に提起したのは、再軍備を積極的に進めようしていた中曽根康弘らを中心としていた。中曽根らは、一九五四年三月に原子力研究・開発費用などを含んだ予算修正を提起し、実現させた。改進黨は、修正を提起した当初は、MSA協定によってアメリカから供与されると期待していた核関連兵器に習熟する一助にもなるとし、軍事転用の可能性を否定しなかった。しかし、同時期に、ビキニ環礁におけるアメリカ水爆実験による第五福竜丸被曝が起こった。広島・長崎の原爆被害については、前述したように報道が抑制されていた。しかし、第五福竜丸被曝については逐一報道され、放射線被曝単独でも人を死に思いやることができる放射能への恐怖を呼び起こし、この被曝をひきおこしたアメリカへの怒りを招来することになった。そして、今も続いている原水爆禁止運動に結実していくことになった。

しかし、原水爆禁止運動の内部においても、「原子力の平和利用」への期待は存続していた。例えば、一九五四年五月二八日、東京都の中野区議会は「原子兵器放棄並びに実験禁止その他要請の決議」を可決したが、その趣旨説明を行った中野区議会議員近藤正二は、趣旨説明で次のように述べている。

しかるに人類は現在この原子力を持ちましたことによりまして、…かつて人類の歴史に見なかつたところの光榮ある未来を築き、精神的にもまた物質的にも偉大な繁榮が、この原子力の平和的な利用ということにかかつて存在し得るのでありまして、逆な形で今申したごとく、これを破壊目的に使用するならば、人類は破滅に瀕するという、まことに人類の歴史にとりまして、かつてない重大な危機に立っておると言っているのではありません¹³⁾。

結局、武谷と同様、原子力の平和利用への期待と核戦争への危機感がないまぜとなっている。この時期、原水爆禁止運動が党派をこえて行われたが、その一方で、「原子力の平和利用」を強調する読売新聞社主正力松太郎らのアメリカの支援をうけたキャンペーンが広島も含めて全国的に展開している。それには、こうした下地があつたといえよう。正力松太郎は一九五五年の総選挙で原子力の平和利用を訴えて当選し、後に原子力開発を主管する科学技術庁長官に就任した。

最終的に、原子力の平和利用への期待と核戦争への危機感は一九五五年に成立した原子力基本法に結実していったといえる。この原子力基本法は、自由党と民主党という保守政党と、右派社会党・左派社会党という革新政党が共同して立案し国会に提案したもののだが、その第一条で「人類社会の福祉と国民生活水準向上」をうたい、第二条で原子力研究・開発を「平和目的」に限定するために、アメリカの核兵器開発に利用されない保障として、「民主・自主・公開」という原子力三原則を提起している。ただし、「安全の確保」については、この段階では明記されていなかった。

一九五五年に自由党と民主党、右派社会党と左派社会党はそれぞれ合同して、自由民主党と日本社会党からなる一九五五年体制が成立するが、この体制の背景には、核戦争に巻き込まれることを忌避しつつ、原子力の平和利用を促進して豊かな生活を実現するというリターンを確

保するという意味での合意があったといえる。その意味で、「平和―復興」ナショナリズムに照応したものであった。もちろん、原発などの核施設は、そもそも核兵器を製造するために開発されており、軍事利用に転用することが可能であった。そして、日本国家としては、核兵器生産可能な能力を有するという「安全保障」上の関心も、「原子力の平和利用」の目的の一つであり続けた。しかし、そのことは、「平和―復興」ナショナリズムのもとに、一方で抑制されつつ、他方で隠蔽されていくという複雑な位相のもとにおかれたのである。

2. 大都市地域と「原子力」

さて、前述したように、一九五五年の原子力基本法において「安全の確保」は明記されなかった。しかし、放射能汚染への恐怖がこの時期の日本社会で意識されていなかったわけではない。第五福竜丸の被曝は、放射能被曝だけで死傷者が出ることを明確に示した事件であった。そして、原子力研究・開発を担当している側もそのことを考慮せざるをえなかった。研究用原子炉を含む日本原子力研究所が一九五六年に設置されるが、その敷地選定については、まず「広さの充分なこと」とされ、「動力試験炉まで含め一応五〇万坪をいどを目安にする。アメリカなどと異なり、人口稠密な日本ではいわゆる exclusion area の公式では考えず、狭くとも施設を強化して、これを補備すべきである」ということが条件となっていた¹⁴⁾。アメリカの基準ほどではないが、それでも「exclusion area」―立ち入り制限区域は必要とされていたのである。さらに「風向及び風速（地表及び上空）」「空気中の塵埃」「排水の支障のすくないこと」「周囲の民家、工場等との相関位置」「農地、森林等との相関位置」ということが「汚染に対する考慮であって、最も重視すべき事項」となっており、「化学処理をしたあとこれ監稀釈放流するには大量の水を要し、関東地区ではそうした水量の河川は数えるほどしかなく、その点では外海に面した処が好ましい」とされていた¹⁵⁾。事故などによる汚染は、原子力研究・開発の当初から最も重視すべき事項とされていたのである。そして、結局、複数の候補地から茨城県水戸市郊外の東海村が選定されるのであるが、その理由は「東京からの距離は候補地中一番遠いが、面積は三三〇万㎡をこえ、用水も久慈川、阿漕浦を利用できるので心配はない。地質にもほとんど問題はなく、汚染した水を太平洋に流すことができるのでこの点では問題は少ない。風も海側に吹くことが多い」ということであった¹⁶⁾。すでに、事故時の汚染によるリスクが想定されていた。ただ、この段階では、大気もしくは海などに汚染物質は放出されるということになっていたのである。

原子力施設からの放射能汚染リスクは、大都市地域民衆の原子炉建設反対運動の大きな要因となった。日本原子力研究所の東海村立地が決定した後、一九五六年に関西地域に京都大学・大阪大学などが利用する研究用原子炉設置が決定された。これは関西研究用原子炉とよばれているが、宇治市、高槻市、交野町、四条畷町と、立地候補地が発表されるたびに反対運動がおこり、ようやく一九六一年に大阪府熊取町に建設されることが隣接自治体の泉佐野市の反対運動との間で合意されたのである。これらの反対運動の論理の一例として、宇治原子炉設置反対規制同盟幹事川上美貞の衆議院科学技術振興対策特別委員会における参考人発言（一九五七年二月二一日）をみておこう。川上は宇治茶業者松北園の支配人であったが、「私は地元においてお茶の栽培をやりお茶の製造をもやっておりますから、このお茶に汚染をするようなことがあ

りとしたら、おそらく宇治茶の需要は半減するんじゃないかと私は想像するのであります」と発言している¹⁷⁾。すでに、お茶などの生産物への放射能汚染、そしてそれによる需要減退は予想されていた。その意味で、宇治に原子力施設を設置することに賛成できないというのである。

そして、「しかしながら、この原子炉なるものも宇治に置かなかつたら絶対置く場所がないというならば別として、宇治でなくともほかでもできる原子炉でないかということは、われわれしろうとの常識においても考えられることであろうと存ずるのでございます」という。いわば、宇治でなくてはならないというなら別だが、他に建設できるならば、他で建設せよというのである。宇治で放射能汚染リスクがあるならば、どこでも建設してもリスクがあるはずだが、それは考慮されていないのである。全体でいえば、関西研究用原子炉反対運動は、「風評被害」も含めた放射能汚染のリスクへの危機感から生まれたものであるが、「原子力の平和利用」自体は否定せず、自らの地域に設置しないことのみを求めるものであった。高槻市設置反対運動には武谷三男も運動に参加したが、武谷は、水源地であることなどを考慮したためであり、原子炉の研究は必要であって、ほかに可能性がないならしかたないとも述べている。すべての原子力研究・開発を否定する運動ではなかったのである。

このことには同時代から批判されていた。『朝日新聞』大阪版朝刊一九五七年一月二七日付に、岡本悟一（兵庫県・医師）の、「舞鶴設置には不安」という投書が掲載された。これは、宇治の代替として舞鶴が考慮されているということに反対しているものである。岡本は、次のように指摘している。

しかしそれなら、たとえば舞鶴なら安全といえるだろうか。それは単に被害を被るかも知れない人が比較的少ないというにすぎないのではないか。無論阪神数百万の人の生命も大切だが、それと同じ程度に丹波の奥の数十戸の部落の人々の生命も大切である。換言すれば、何処に原子炉を設置しても同じ程度に完全に防御設備は施さなければならぬ。宇治では十の防御設備が必要だが、舞鶴なら五ですむということはないはずだ。

これは、「地方」に原子力施設をおしつけることへの批判ということができる。実際、住民が多かろうと少なかろうと、安全性の確保への努力は同じはずだったといえる。しかし、このことを強く意識することはまだなかったのである。

国家側も大都市地域民衆も、放射能汚染を考慮して、結局のところ大都市地域に原発などの原子力施設を建設することを忌避するようになったといえる。小規模な原子力施設が大都市地域に建設されることはその後もあったが、大規模な原子炉を有する原発が大都市周辺で建設されることはなかった。原発建設は大都市地域からプッシュされたといえるのである。

それを定式化したものが、一九六四年五月二七日に定められた原子炉立地審査指針であった。その基本的目標は、想定をこえるような事故があっても「周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと」「国民遺伝線量に対する影響が十分に小さいこと」とされている¹⁸⁾。そして、「原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること」「原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること」「原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること」が求められた¹⁹⁾。つまりは、周辺の公衆に著しい被

害を与えないということ、「国民遺伝線量」総体に影響を与えないということを目標として、非居住地帯・低人口地帯の設置、人口密集地帯からの隔離を必要としたのである。

一九六四年六月にだされた原子力委員会原子力施設地帯整備専門部会都市計画小委員会中間報告（概要）は、東海村を対象に描かれた原発立地の理想像を描き出している。

- (1) 施設地帯の住民の安全の確保と福祉の増進を前提として、人口や各種施設の配置とその規模の適正化を期しつつ、この地帯の健全な発展を図ることを目標とする。
- (2) 具体的には、施設地帯を三段階に分け、原子力施設隣接地区（施設からおおむね2 km 未満）にはつとめて人口の増加を生じないように、原子力施設近傍地区（おおむね2 km 以上6 km 未満）には、規模の大きい人口集中地区が存在しないようにし、また、その他の周辺地区（おおむね6 km 以上）には、人口の増加が正常に行われるよう留意する。
- (3) したがって、原子力施設地帯の理想像は、白亜の施設を、公園、緑地などのグリーンベルト地帯がとりまき、その周囲には工場その他居住用以外の諸施設は配置され、さらに、その外側には住宅が整備され、また、これらを結ぶ道路、衛生施設などが整備されている²⁰⁾。

原発建設地域は人口が過少でなければならないという認識が、ここには具体的に表現されているといえよう。そして、原発建設においては、周辺地域の開発は抑制せざるをえなくなっているのである。

3、福島への原発誘致と反対運動

（一）福島県への原発誘致

さて、次は、大都市地域での建設が忌避された原発が、なぜ、福島県に建設されたかについてみておこう。福島県では、猪苗代湖など、戦前から水力発電がさかんであった。電力は主に関東圏に供給されたが、部分的には県内にも供給され、戦前において電力消費型工業が地域で勃興していた。しかし、電力の国家統制（一九四一年）、九電力会社独占体制の成立（一九五一年）によって、地元で好条件で電力が供給されることはなくなった。一九五一年以降、テネシー川流域開発公社開発をモデルとした奥只見電源開発が行われていくが、国・東京電力・東北電力は電力消費地への供給を優先し、地元供給は優先されなかった。

その状況で、福島県における原発誘致がすすめられていく。福島県内で最初に原発誘致を提案したのは、自民党の福島県議会議員大井川正巳（磐城市選出）であった。大井川は、一九五八年三月一四日に県議会において、次のように発言している。

さらに、原子力発電所の設置の条件といたしましては、まず第一に東北地方は北西の風が主でありまして、東南風はきわめて少いのであります。従つて煤煙などによる障害を避けなければならない。しこうして東海岸にこれを選定するのが一番よい条件だと言われております。また建設、運転上交通の利便な地点が望まれております。また付近には人家の

少いほどよいのでありまして、用水は海水あるいは河川両方面から十分確保できる、…常磐炭田と小名浜商港との姿から見まして、今後電力の需要というものは一あの地区の既設工場、さらに本日のわれわれの党議でもいろいろ問題になりました工場誘致の点においても、この発電所というものをわれわれは努めて誘致しなければなりません²¹⁾。

大田川の発言のポイントは、①人家が少なく煤煙などの汚染をさける（というよりも太平洋に放出できる）ことができる、②交通至便で用水が確保できる、③常磐地帯の工場誘致のための電力を確保できる、という三点に集約できる。基本的には、③の地域開発というリターンをめざしながら、①のように放射能汚染のリスクを少なくすることができるということになるだろう。すでに、この時点で、「少ない人家」への影響は覚悟されていたのだ。

しかし、それは、福島や福井などの現在の原発建設地域にみられるような、原発が製造した電力をもっぱら大消費地である大都市圏に供給するという、原発モノカルチャー的な開発を構想するものではなかった。例えば、大井川の提案後、原発誘致は積極的に推進され、一九六〇年に正式に東京電力から福島第一原発建設が発表されるが、誘致の立役者であった福島県知事佐藤善一郎は、一九六三年一〇月三日の福島県議会で「したがってこの原子力発電所、おそらく東京電力と東北電力と手を組みまして、そしてこれが完成を急ぐことであろうと考えております。そういうような関係から関連産業というものが当地方に私は相当これは起きてくるでなかろうか」と発言している。東北電力も原発を建設し、地域に電力を供給し、地域工業化を行なうことを指向しているといえよう。いわば、自立的な開発ということが、福島県における原発誘致を支えていた願いであった。

そして、県だけでなく、原発立地候補地の自治体も「町の発展」を熱望していた。原発立地候補地の調査を一九六三年に行っていた東京電力社員の佐伯正治は、大熊町長の原発誘致への熱望について、次のように回想している。

夜宿で食事している時突然志賀大熊町長（故人：現町長ご尊父）が四斗樽をもって挨拶に見えた。「陣中見舞に酒を持ってきました。私は東電原子力発電所に町の発展を祈念して生命をかけて誘致している。本当に東電は発電所を造ってくれるのですか」と真剣な眼差しで語られその気迫に圧倒された。一瞬何と答えてよいか頭の中を整理した。「必ず建設しますからご安心下さい。我々土木屋が来たのは建設準備の第一歩です。基準点の測量をするのが事の始まりです」と答えたが約1時間の食事中何回も「建設してくれますか」と聞かれた。町長さんは帰り際に測量で歩くには足が必要です。私の車を自由に使って下さいと言われた。翌朝宿の前にデボネアの新車が待っていた²²⁾。

このような地域自治体の熱望が福島県の原発誘致を下支えしていたのである。

とはいえ、一九六四年当時も測量などにたずさわっていた前述の佐伯の回想によると、原発が現実に建設される地域においては、翌一九六四年においても「原子力発電は原子爆弾と同じように危険であるというのが町民の声であった」のである²³⁾。そこで、佐伯は、次のように述べて、地域住民を説得した。

「皆さんは原爆がどのようなものかご存知か、私は原爆を投下した B29 とそのあと空に舞い上がったきこ雲を見ている。多くの負傷者の看護にも当たった。その上私の兄も原爆で戦死した。皆さん以上にその恐ろしさは身に染みて知っている。従って皆さん以上に真剣に原子力発電について勉強しました。原子力発電は核反応を静かに優しく行うように考えられておりその反応が万一予想以上に進むときは2重3重の防御を行い、これでもかこれでもかと安全対策をしているので私は十分安全だと信じています。いささかの不安があればいくら会社の方針とはいえ肉親を失った私は会社に従わない。何も東京電力しか勤めるところがない訳ではないから私は東京電力を止めます。皆さん今まで申し上げた通り原子力発電は安全ですからご安心下さい。」（後略）²⁴⁾

これがいわゆる「安全神話」というものなのだが、科学的な論理によって説得するというよりも、安全確保につとめている東電社員らへの人間的信頼を惹起しようとしているといえよう。そして、被爆経験を前提にしているから安全であるということがうたわれている。これは、ある意味で、前述してきた、武谷三男や原水爆禁止運動にも通底する、被爆を受けた平和国家日本というナショナルスティックな意識の現れとみることができよう。

（二）原発建設反対運動の展開

しかし、一九六八年に福島第二原発、浪江・小高原原発の建設が発表された時には、福島第一原発建設時とは異なって組織的な反対運動が展開することになった。この建設反対運動には、大きくいって二つの流れがあった。まず、第一に、地域の共同体的関係をもとにして既存の農林水産業の発展させる立場から原発建設に反対する運動である。一例として、一九六八年三月に作成された、福島第二原発建設に反対する富岡町毛萱部落の誓約書を次にみてみよう。

今般、東京電力会社が紅葉川以南の当部落の山林田畑約七〇町歩に原子力発電所の建設を計画し、県及町はこれが実現に奔走しつつあり、部落は一致協力して其の実現を阻止し、毛萱部落本来の食糧生産基地として又円満なる部落組織を維持し以て現在は勿論、後継者をして不安を一掃し、団結と生産力を尚一層高めて行く覚悟である。

この団結力を尚一層結集する為私達は左記条項を守る為署名、捺印いたし誓約いたします。

一、東京電力会社が建設計画の原子力発電所には、先に提出した決議書通り絶対反対であり、決議書の再確認をいたします。

一、東電の原発建設に対し、部落総会の決議を得ずして個人で賛成又は承諾し書類等に署名捺印したる時は、部落所有の山林の権利を放棄し如何なる処置をされても絶対に異存がありません²⁵⁾

この誓約書では、部落組織を維持すること、そこでの食糧生産を維持していくために原発建設に反対するとされ、それに反した場合は部落所有の山林の権利を放棄することになっていたの

他方で、全国的に展開していた公害反対運動と連動して、環境を保全しようとする市民運動の流れもあった。一例として、一九七二年二月一日の「公害から楡葉町を守る町民の会」集会決議文を次にみていこう。

決議文

本日我々はここに多数の町民が相集い、「公害から楡葉町を守る町民の会」を結成した。協議の結果、美しい自然の山河と町民の平和な暮らしと我々と、我々の子孫を守るため当面次の事項を行うことを決議した。

一町民各位への啓蒙、宣伝活動

一公害の科学的調査、研究会、資料の蒐集

一楡葉町の自然保護

一各種公害の予防、防止対策と補償要求運動

一機関紙の発行

一全国各地の公害反対組織運動との連携

一その他公害から楡葉町を守る仕事に関すること 以上

関係者各位におかれましては、私達の真意を汲み取られまして、速やかに善処下されま
すよう心から期待致します。

昭和四十七年二月十一日

「公害から楡葉町を守る町民の会」印

渡辺敏夫殿

注 渡辺敏夫は町助役（「原発施設関係資料」町所蔵）²⁶⁾

この決議文は環境保全を目的としており、その手段としては、町民への啓蒙・宣伝、公害の科学的調査・研究会・資料調査、全国各地の公害反対組織運動との連携などがあげられていた。市民運動の性格が強かったのである。

このような二種類の運動は、原発のリスク認識については共有していたが、有機的に連携しているとはいえなかった。特に市民運動については、全国的な社共対立の動きと連動して、社会党系と共産党系に分裂していったのである。結局、福島第二原発の用地買収をめぐる反対運動は一九七〇年に終息するが、浪江・小高原用地買収反対運動はその後にも継続していくことになった。

他方、一九六八年以降は、福島県議会でも原発への懸念が示されるようになった。一九六八年二月二日の県議会で、自民党の鈴木正一議員は「電力供給基地の中核となる原子力発電所の建設につきましては、その安全性について一部に危惧の念があるようであります」とし、「なお原子力発電所につきましては、これに関連する企業が少ないのではないかと聞いているのであります。この発電所が真に本県の開発に役立つものであるかどうか」と質問している。その後、特に社会党議員から、原発建設への懸念が主張されるようになった。その急先鋒が、双葉町出身であり双葉地方原発反対同盟の指導者でもあった社会党議員の岩本忠夫であった。岩本は一九七一年に福島県議会議員に当選するが、その年の七月八日の県議会で次のように発言

している。

山と水と森、それは、すべての生物を生存させる自然の条件であります。地域開発は、まさにこの偉大な自然の中で、これを活用し人間の生命と生活が保護されるという状態で進められることが大切であります。いままで現実に進められてきた開発行政は、一般住民の生活基盤の整備が放置されたままに大企業の立地条件を優先事として進められ、企業の誘致がすべてバラ色に装飾された図式のもとで、至るところ企業の誘致合戦が展開されてきたのであります。人間が生きていくことに望ましい環境をつくり、それを保持することが今日最大の必須条件ではありますが、現実これが尊重されず、企業本位の開発進行がなされてきたところに、人間の命が軽視される公害発生となったのであります。

一九六〇年代末から一九七〇年代にかけての福島県議会での議論では、原発に限らず、公害関係のそれがすこぶる多く、自民党の議員も発言している。立地地域においても、県レベルにおいても、一般的な公害反対の議論とあいまって、原発建設への懸念や反対の声がひろがっていった。

そのなかで、一九七一年に福島第一原発の運転が開始された。しかし、浪江・小高原発建設反対運動指導者の一人で、実地検証を目的に原発労働者として福島第一原発に潜入した舩倉隆は「そういう事故（放射能漏れ事故）があったことは、その後もまだ発表されていない。これでは原発の中で何が起きているのか、住民にはまったくわからない。国や電力会社がいう『公開の原則』なんてインチキだ」とし、「だいたい運転を始めて間がないのに、しょっちゅう止めて修理すること自体おかしい。しかも停止中でさえ、作業員が退避するほどの事故が起こる」と述べ、「やっぱり原発は怖い」と書き留めている²⁷⁾。運転開始直後の福島第一原発事故は頻繁に事故を起こし、それを隠蔽しようとする体質がすでにうまれていたのであった。

4、電源三法による地方利益の散布

一九七〇年代初頭、全国的な公害激化の中、福島に限らず原発建設への反対の声は高まっていった。そして、火力発電所とならんで原発の建設は困難になってきていた。そこで、政府側は、火力発電所や原発の建設にあたって地域住民により多くのリターンを提供しようとしていた。その一つの現れが、田中角栄の『日本列島改造論』（一九七二年）で提起された「福祉型発電所」構想であった。『日本列島改造論』では「新しい火力発電所や原子力発電所の建設に地元の反対が強いのは、まず、大気汚染や放射能の危険を心配するからである」とし、さらに「もともと発電所は従業員がすくなくともすむので、地元の雇用をふやすにはあまり役に立たない。そのうえ発電した電力は、ほとんど大都市へ送電される。結局、地元はうるものがすくなく、公害だけが残るとというのが地域住民のいい分である」と述べている²⁸⁾。つまりは、原発・火発のリスクの大きさとリターンの少なさから立地地域から批判されていることを認めているのである。それに対抗する「福祉型発電所」構想であった。それについては、次のように説明されている。

地域社会の福祉に貢献し、地域住民から喜んで受け入れられるような福祉型発電所づくりを考えなければならない。たとえば、温排水を逆に利用して地域の集中冷暖房に使ったり、農作物や草花の温室栽培、または養殖漁業に役立てる。豪雪地帯では道路につもった雪をとかすのに活用する。

さらに発電所をつくる場合は、住民も利用できる道路や港、集会所などを整備する。地域社会の所得の機会をふやすために発電所と工場団地をセットにして立地する方法もある。次項で述べるインダストリアル・パークと同様の立地手法でエネルギー・パークづくりも考えたい。急がばまわれである²⁹⁾。

発電所建設を受け入れてもらうための周辺地域の開発ということになる。この構想は、日本原子力産業会議の「原子力開発地域整備大綱」案構想過程と平行するものであった。

一九七三年には、発電用施設周辺地域整備法案が国会に提出された。七月一日の中曽根康弘通産相の趣旨説明でも、環境保全への懸念や地元振興への寄与が少ないことなどを背景とした原発・火発設置予定地域の反対運動を抑えることを目的にしていることを明確に述べている。ただ、当初案では、施設設置者（電力会社など）からの負担金と国の補助金などの増額によって「周辺地域」整備事業の実施を予定することになっていた。

しかし、同年後半のオイルショックにより、石油エネルギー依存からの脱却という意義付けが同法へ新たに付与され、新たに「電源開発促進税法」「電源開発促進対策特別会計法」を追加して、電気料に賦課される電源開発促進税（間接税）を特別会計に組み入れ、道路・福祉・教育・文化施設建設用の交付金として電源立地周辺地域自治体に交付するという形になった。これがいわゆる電源三法である。

前述の岩本忠夫などは反対したが、一九七四年に電源三法は成立した。この電源三法による開発とは、原発誘致時に福島県などが構想した自立的な開発ではなく、電源三法交付金や固定資産税増収などの資金散布という形でリターンを立地地域に分配するものであった。そして、この電源三法は、工業集中地域や大都市地域には適用されないようになっていた。前述してきたように、原発事故時を想定して、原発周辺には低人口地帯が置かれるべきとされたが、この電源三法も、大都市地域から人口の少ない地域へ原発をプッシュする役割をはたしていたのである。

そして、自立的な開発をあきらめざるをえない立地地域には原発モノカルチャー的な経済構造が形成されていった。「低開発の開発」が強いられたともいえるであろう。さらに、それは、地域の政治構造にもおよんだ。原発建設反対運動の指導者として一九七一年に福島県議会議員に当選した社会党岩本忠夫は一九七五年に落選してしまう。その後、幾度も県議会議員選挙に立候補したが、一九七九年にスリーマイル島事故があったにもかかわらず、当選することはなかった。その後、一九八二年には反対運動からはなれ、一九八四年には社会党も離党してしまう。そして、一九八五年には双葉町長になった。就任当初、岩本忠夫は町民が望むならば原発増設運動を繰り返していきたいと述べ、任期二期目の一九九一年に双葉町議会は福島第一原発七号機八号機を増設する決議を可決した。

二〇〇二年に福島第一・第二原発の検査記録改ざんが発覚し、翌二〇〇三年から二〇〇五年

にかけて福島県内の全原発が停止することになった。そのさなかの二〇〇二年十一月二〇日の衆議院経済産業委員会で、参考人として岩本忠夫は、政府・東電の安全性確保への努力について懸念を示しつつ、「原子力と共存共栄、つまり原子力と共生をしながら生きていく、これは、原子力立地でないこの思いはちょっと理解できない面があるのではないかなというふうに思いますが、原子力立地地域として、原子力にどのようなことがあっても、そこから逃げ出したり離れたり、それを回避したりすることは全くできません。何としてもそこで生き抜いていくしかないわけであります」と述べている。そして、最終的には、国も東電も安全性を確保するだろうとしながらも、「避難」を名目に常磐道などの道路整備を求めた。ここには、リスクについては、その克服を電力会社や国に「期待」しながらも、リスク認識を前提としたリターン（道路整備）を要求するというアンビバレンツな意識がみられる。

そして、次のような状況がうまれてくる。岩本忠夫の脱退後、現時点まで原発建設反対運動を担ってきた双葉地方原発反対同盟代表の石丸小四郎は、三・一一後にこのように回想している。

原発集中地帯で原発が安全だと思っている人はきわめて少ないです。ほとんどの人は、原発は危険だと思っている。ただそれが日常だと、毎日排気塔を見ていると当たり前の風景になります。勉強していないと、原子炉の中に一年間で広島型原発一〇〇〇発分の放射能を内包しているのだ、ということにはわからない。原発の恩恵だけは前面に出てくる。

私は少人数でも運動ができるように街宣車を買って、「これ以上原発はいらない」と一〇年前から宣伝して回っていますが、石をぶつけられたとか、やめるこのバカとか言われたことは一度もないです。住民のなかに、石丸のような人間もいなければいけないという考え方や、俺にはできないけれどお前はがんばってくれという声もあります。

他方、地域の推進派にとって、原発に反対する人たちもいないと困る。原発反対派がいないと東京電力や国は出すものも出さなくなるので、反対派が力をつければ、自分たちに良いところがあると分析をする人もいる。だからしたたかですよ³⁰⁾。

原発について不安に思っていないわけではなく、反対運動にも共感しないわけでもないが、日常的に原発をみていると、原発のリスクについての勉強していない限り、「当たり前の風景」となる。リターンだけがクローズアップされる。反対派の存在もリターンの拡大の材料にされてしまうのである。地域における原発をめぐる諸矛盾が、このような形で隠蔽されていくことになる。このような状況が、三・一一までの福島などの原発立地地域でみられたのであった。

おわりに

（一）福島原発から戦後史を問いなおす

まず、戦後において、「原子力の平和利用」はいかなる意味を有していたのかについて再考してみよう。そもそも、原子力開発は核兵器開発から開始された。そして、核兵器の使用対象は日本であった。原爆を含め、日本における第二次世界大戦における戦争被害は甚大であり、戦争を否定する意識は戦後日本社会において一般的なものとなった。特に、核兵器については、

第五福竜丸の被曝もあり、放射能への恐怖はことのほか強かったといえる。

他方で、戦争被害の甚大さは、戦後日本社会において復興への意欲をかきたてた。豊かな社会を実現したいと戦後日本社会の人びとは強く願ったといえる。それは、一般的には、高度経済成長の原動力となった。とりわけ、原子力の平和利用は、そのための好適な手段として認識されたのである。

「原子力」について、戦後社会は複雑な対応を示したといえる。第二次世界大戦・原爆投下・第五福竜丸の記憶は、軍事利用される原子力に対する拒否反応をよびおこした。国家中枢では原子力の軍事利用を検討する志向が見え隠れしていたが、それが一般的になることはなかった。しかし、「原子力の平和利用」は、「原爆と原発は違う」ということで核兵器にたいする忌避意識から切り離す役割をはたし、「豊かな社会」への期待をかきたてることになった。結局、核戦争につながる軍事利用を公式的には否認しつつも、原発を含めた「原子力の平和利用」は官民ともに推進するということになったのである。戦後の日本国民国家の正当化の理念としての「平和」と「豊かさ」（経済成長）という「平和―復興」ナショナリズムの一つの表現としての「原子力の平和利用」ということができよう。

しかしながら、「原子力の平和利用」の開始直後から、放射能汚染のリスクはひろく認識されていた。そのため、多くの人口・施設が集中する大都市地域に原発などの大規模施設を建設することは、国家においても大都市地域住民においても認めなかった。そこで、重大事故があっても、比較的少数の人口・施設にしか影響しないと想定された「周縁」に原発が建設されることになった。そして、原発立地地域の理想像は、「低人口地帯」なのであった。広瀬隆は、このような志向の背景にある意識について、『『五十人殺すより、一人殺したほうがいいではないか』（日本テレビ・ドキュメント‘八一 “東京に原発がやってくる”，一九八一年一月二五日放映）。おそろしい言葉である。現地の人びとが殺されることを前提に、いまの原子力発電所が運転されている」と露骨に表現している³¹⁾。

ただ、福島などは、一方的にリスクをかかえる原発を押し付けられたわけではない。少なくとも誘致当初は、原発を利用した自立的な開発というリターンを期待していた。しかし、放射能汚染への恐怖は存続した。また、前述したように原発立地地域の理想像は低人口地帯なのであり、地域が期待したような開発は進展しなかった。一九六〇年代末から一九七〇年代にかけての全国的公害反対運動の展開とあいまって、福島においても、共同体的社会に依拠する農漁民や都市的生活様式をもつ市民も組織的な反対運動に加わるようになった。

それを押しとどめるものが一九七四年に制定された電源三法であった。電源三法は、それまで地域が求めていた自立的開発という形ではなく、補助金や固定資産税という形で地域社会にリターンを与えるものであった。そして、実質的に、原発立地地域社会は原発モノカルチャー的な経済構造となり、「低開発の開発」が強いられる。そして、「原発と共存共栄」というイデオロギーで染め上げられていくことになった。

原発をめぐる、立地している福島地域はどのような位相のもとにあるといえようか。福島地域は、事故時の放射能汚染を想定して、基本的に大都市地域には設置できないとされている原発立地を引き受けている点で、中央―周縁からなる植民地的な従属関係のもとにおかれているといえよう。しかし、それは、古典的な植民地の類型がそうであるような、一方的な従属関

係ということではできない。原発を誘致しその存続を認めていく福島県側の営為には、原発のリスクを引き受けることによってリターンを獲得するという意味での自発性が作用していた。原発を引き受けることが地域社会全体の公益になるというイデオロギーが形成されていたのである。

そして、さらに、戦後日本全体の「平和一復興」ナショナリズムも原発設置を正当化していた。ベ平連指導者であった小田実は、次のように指摘している。

「殺すな」は、いくさ、そして、敗戦というとても悲慘の挑戦を受けて私たちが辛うじてかたちづくった普遍原理だが、内部検証が十分なされないままで時がすぎ、その結果が今さまざまな問題をひき起こしているのだろう。

（中略）

「殺すな」は、逆に言うと、「何としてでも生きよう」ということだろう。この考え方は、「死ぬ」ことだけがすべての論理と倫理の出発点であり帰結だった長いいくさのあとでは、それらすべての論理と倫理を打ちまくほどの衝撃力にみちた普遍原理だったのだが、これは、異質なものとのもなぶつかりあいがなかったゆえに、生きるためにはどんな屈従にもたえる、生きるためにはどんなよこしまなこともする、してもよいという論理と倫理を安易にかたちづくった。前者からは、ベトナムの人びとのたたかひに対する無理解が生まれて来たのだろうし、後者は、これはもう言うまでもなく公害たれ流し、あるいはアジア経済侵略に至るまでの高度成長の原理であった³²⁾。

この指摘は、まさに、戦後日本社会の「平和」と「復興」—「高度成長」との内的連関を示しているものといえよう。「殺すな」という「平和」の論理は「何としてでも生きよう」という意識に転化していく。そこからは「生きるためにはどんな屈従にもたえる、生きるためにはどんなよこしまなこともする」という論理が生まれてくる。原発にひきつけていうならば、前者は原発立地を引き受けた福島県民にあたり、後者は、原発は危険であることを想定しながら、「周縁」におしつけた国家や大都市地域住民にあたるだろう。このように、原子力について検討することは、戦後日本社会内部における植民地的従属構造と、それを隠蔽する国民国家のイデオロギー的構造をともに考えるということなのである。

（二）三・一一以後の状況

このような認識は、三・一一以降によりやく広まったといえよう。立地地域では、全町避難を余儀なくされた双葉町長の井戸川克隆が二〇一二年一月三〇日の国会東京電力福島原子力事故調査委員会において次のように語っている。

そんな中で、原発立地をして、確かに交付金をいただいているんなものを整備しました、建てました、造りました。それを全部今は置いてきています。過去のものになってしまったんです。じゃ、今我々は一体何を持っているかという、借金を持っています。一人頭相当な金額を、町民一人当たりですね、借金を持っていますね。これ、借金は置いていきたかったんですが、それはできないんですね。

それ以外に失ったのはって、膨大ですね。先祖伝来のあの地域、土地を失って、すべてを失って、これを是非全国の立地の方には調べていただきたい、見に来ていただきたい、目を閉ざさないで現実を見に来ていただきたいと思います。どんなに良かったのか、どんなに悪かったのか、来られれば説明します。結果的に我々は今大変な目に遭っておりますので、私は良くなかったなど、そんな風に考えています³³⁾。

地域社会のために原発立地を引き受けたにもかかわらず、「先祖伝来のあの地域、土地を失って、すべてを失って」しまったと井戸川は認識しているのである。

そして、原発立地地域外の学生で、二〇一五年に安保法制反対運動の学生運動 SEALDs KANSAI で活動していた大澤茉実は次のように述べている。

いま、運動に参加する若者たちが共有する内的衝動に、原発事故による価値観の転換（既存の権威の失墜と社会運動の必要性・可能性の再発見）に加え、今日より明日はよくなる停滞の時代を生きるためのサバイバル的人生観があると感じている。だから、若者が運動に参加するとき、基本的な目標は「これ以上状況を悪化させるな」となるし、それは保守性を帯びることになる。私は、その表面的な部分に抵抗感を持っていたわけだが、運動に飛び込んで、その保守性のなかには、同時に私たちの世代が持つ革新性が編み込まれていると感じるようになった。

経済成長が続き、「パイ」の総体が大きくなっていく時代には、権威主義的な組織のなかでがむしゃらに働くことが個人にとっても社会にとっても豊かさを実現する道であったのかもしれない。しかし、停滞の時代にあっては既存の組織は現状維持を図るために往々にして個人を犠牲にする。若い世代にとって、これからの人生を一つの組織（とりわけ企業）に依存して生きることは現実的ではないし、また望ましい選択肢でもなくなっている。そのなかで、私たちは、いまある「パイ」の活用や分配のあり方に敏感になっている。つまり、将来的に「パイ」が大きくなるという希望的観測を理由に、周辺的な立場の者への分配が後回しになることに拒否感を持つのだ。そういった、日常レベルでの知恵や実践が「日常を守りたい」という保守性の内部に脈打っている³⁴⁾。

結局、将来的にパイが拡大していくという希望的観測を理由にして、周辺的な立場のものたりを犠牲にすることは許されないというのである。

このように、三・一一を契機にした戦後意識から転換の芽はみられるのであるが、二〇一二年末の総選挙で安倍政権が誕生し、「復興」のかけごえのもとに脱原発の流れはとまり、「アベノミクス」という名での経済成長戦略がさげばれ、さらには二〇一五年の安保法制制定をみるように、戦争がおおびらに可能となる体制が形成されようとしている。近現代史研究者の安丸良夫は、二〇一三年一月五日の菅孝行との対談において、「社会全体としては、やはり現在の日本の社会は『原発よりも景気』だと、去年の二つの選挙で決断したのです」と述べている³⁵⁾。しかし、それは、単に、経済問題だけにとどまらない。戦後の初心としての「殺すな」は「何としてでも生きよう」という論理に結びついていくと小田実是指摘したが、現時点では「何

としてでも生きよう」という論理の前に「殺すな」ということが捨て去られている。戦後日本国民国家の「平和一復興ナショナリズム」から、「復興」が強調され、「平和」が消えているのである。しかし、これも、やはり、戦後日本国民国家の一つの帰結であると考えられるのである。
*二〇一五年一〇月二三日の講演レジュメをもとに加筆・修正を加えた。

注

- 1) 高橋哲哉『犠牲のシステム 福島・沖縄』, 集英社, 二〇一二年, 七四頁。
- 2) 西川長夫「帝国の形成と国民化」(西川長夫・渡辺公三編『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』, 柏書房, 一九九九年。引用は西川長夫『植民地主義の時代を生きて』, 平凡社, 二〇一三年, 四三頁より行う)。
- 3) 西川長夫「二つの廃墟について」(『環』第四九号, 藤原書店。引用は西川前掲書二四九頁より行う)。
- 4) 開沼博『「フクシマ」論』, 青土社, 二〇一一年, 四〇頁。
- 5) 開沼前掲書三八三頁。
- 6) 西川長夫は、中心と周縁からなる地域的従属関係において、(海外)植民地と地方(内国植民地)との共通性を指摘している。その点から考えると、開沼の議論の骨子は、いわゆる「植民地近代化」論に近いといえる。
- 7) 本論の主たる叙述内容については、特別に断らない限り、中嶋久人『戦後史のなかの福島原発 開発政策と地域社会』(大月書店, 二〇一四年)に依拠している。
- 8) 引用は『武谷三男著作集』第三卷(勁草書房, 一九六八年)一二九頁より行う。
- 9) 同上。
- 10) 同上三四頁。
- 11) 同上三五頁。
- 12) 同上五四頁。
- 13) 『中野区史』昭和資料編二(東京都中野区, 一九七二年)一六四頁。
- 14) 『原子力委員会月報』第一卷第一号(一九五六年五月発刊)。
- 15) 同上。
- 16) 原子力開発十年史編纂委員会編『原子力開発十年史』(日本原子力産業会議, 一九六五年)七二頁。
- 17) 国会会議録検索システムより引用。以下国会での発言はすべて同システムから引用。
- 18) 原子力委員会編『原子力白書』(昭和四〇年版, 大蔵省印刷局, 一九六五年)一〇五頁。
- 19) 同上。
- 20) 前掲『原子力開発十年史』三三三―三三四頁。
- 21) 福島県議会事務局『福島県議会会議録』。以下、福島県議会における発言は同書から引用。
- 22) 樫の木会・東電原子力会編『福島第一原子力発電所1号機運転開始三〇周年記念文集』(二〇〇二年), 四四―四五頁。
- 23) 同上四六頁。
- 24) 同上四六一―四七頁。
- 25) 鎌田慧『日本の原発地帯』(河出書房新社, 一九八八年)八三一―八四頁。
- 26) 檜葉町史編纂委員会編『檜葉町史』第三卷(檜葉町, 一九八五年)一〇一―一七頁。
- 27) 恩地勝亘『原発に子孫の命は売れない―舩倉隆と棚塩原発反対同盟二三年の闘い』(七つ森書館, 一九九一年)八〇頁。
- 28) 田中角栄『日本列島改造論』(日刊工業新聞社, 一九七二年)一〇二頁。
- 29) 同上二〇二―二〇三頁。
- 30) LABOR NOW 脱原発ビデオ・プロジェクト編「福島原発震災と反原発運動の四六年―石丸小四郎さ

- ん（双葉地方原発反対同盟代表）に聞く」（『労働法律旬報』第一七五四号，二〇一一年）五四頁。
- 31) 広瀬隆『東京に原発を！』（集英社文庫，一九八六年）五四―五五頁。
- 32) 小田実『『殺すな』から』（初出『世界』一九七六年一月号，引用『『難死』の思想』，岩波書店，二〇〇八年）二六一―二六二頁。
- 33) 『東京電力福島原子力発電所事故調査委員会会議録』第三号。
- 34) 大澤茉実（SEALDs KANSAI）「SEALDsの周辺から 保守性のなかの革新性」（『現代思想』10月臨時増刊号「総特集 安保法制を問う」，二〇一五年）五三一―五四頁。
- 35) 安丸良夫・菅孝行「対談―『天皇制 日本のアポリア』（菅孝行『天皇制論集』第一巻，御茶の水書房，二〇一四年）三九頁。